

【別冊】

令和 7 年度
社会福祉法人白日会
事業運営計画

社会福祉法人白日会

目 次

1	令和7年度白日会活動方針	1
2	令和7年度たんぽぽ保育園事業運営計画	9
3	令和7年度特別養護老人ホーム照古苑事業運営計画	13
4	令和7年度地域密着型介護老人福祉施設照古苑ひまわりホーム	21
5	令和7年度宇土市地域包括支援センター	28

令和 7 年度 白日会活動方針（案）

< 法人の経営理念 >

【運営の基本理念】

みなさまが安心して歳をかさねられる地域づくりに貢献します。

【運営の基本方針】

（人権の尊重）

ご利用者の意思と人格を尊重します。

（サービスの質の向上）

信頼され満足していただけるサービスを提供します。

（人材の育成）

すべての職員が自己研鑽に努め、互いが連携してみなさまを支えます。

（地域との共生）

地域との結びつきを大切にし、開かれた施設をめざします。

（法令遵守と説明責任）

誇りを持って働ける職場づくりに努めます。

1 現状と課題

令和 7 年度は第 1 期中長期経営計画（5 年間）の最終年度となります。法人の基本理念と長期経営計画の実現に向け次のとおり取り組んでまいります。

事業面においては、介護従事者の離職が続き、令和 6 年 1 月から短期入所の受入れ人数を制限せざるをえない状況となりました。令和 7 年度の介護従事者も充足傾向にあり、受入れ制限を廃止し、積極的な利用者確保に努めてまいります。

デイサービスにおいては、徐々に利用者数が回復傾向にありましたが、令和 6 年度は利用者の入院等が多く、利用者数は低迷している状況にあります。

照古苑ひまわりホームデイサービスは、以前は 1 日平均 20 人以上の利用が見込まれていましたが、この 1～2 年は利用者数も低迷状況にあることから経営への影響を低減するため、令和 6 年 10 月から定員 18 人の地域密着型に変更したところです。

当苑デイサービスの特徴である活動の選択、リハビリスタッフ配置の特徴を生かし、利用者確保に努めてまいります。

経営面については、令和 6 年度の照古苑、ひまわりホームを合わせた経営状況は、大変厳しい状況にあります。夜勤の介護職員の離職により、照古苑ショートステイの受入れ制限やデイサービスの利用者数の低迷により、収入が大きく減少したことなどが大きな要因です。

現在は、新卒職員や外国人技能実習生の育成に注力しながら、夜勤者を増やしている状況です。そのほか、人件費、食材費等、広範囲の諸物価高騰も影響しています。

このような状況を改善するため、施設運営や経費の見直しなどを実施してまいります。

また、養護老人ホーム芝光苑の市からの譲渡の件については、検討の末、辞退をさせていただきました。菊陽町に進出した T S M C 建設の影響で建築費が大きく高騰したことで、照古苑と芝光苑を合築するとなると、照古苑自体の経営が行き詰まる恐れがあると判断したものです。

人手不足、円安、金利上昇などもその要因のひとつです。それでも、築五十年を迎えようとする照古苑の改築は2年程度遅れてでも進めてまいります。

照古苑の建替えは、全室個室ユニットケアへの転換を計画しています。ユニットケアは「その人らしい暮らしの継続」を目的としており、ユニットケアへの転換に向け、職場内外研修、業務の見直し等を組織全体で取り組んでいく必要があると考えます。

人事管理面においては、例年、県内の大学、高等学校等へ求人活動に努めてまいりました。令和6年度は前年度受入れた実習生2名が新入職につながりました。今後も、実習受入やの求人活動を継続するとともに、外国人技能実習生の確保と入職後の定着に向けた教育、環境整備が重要だと考えられます。

現代は多様性のある社会へと変化しており、白日会も多様な職員を受け入れることで、未来に向け長く地域貢献できる施設運営を目指し、職員がやりがいを持ち安心して働くことができるような職場環境づくりに努めてまいります。

また、地域における公益的事業の1つ「生計困難者レスキュー事業」は8年目を迎えます。複雑な生活課題を抱えた方が増える中、行政による支援の手が届かない現物給付としてのセーフティネットとして、積極的に相談対応を行っていきます。併せて、社会福祉法人として地域に向けた公開講座の開催など、引き続き地域貢献にも努めて参ります。

最後に、ここ数年、地震、風水害の被害が全国的も増えています。当苑における感染症及び災害発生時における事業継続計画（BCP）に関する研修及び訓練（シミュレーション）の実施、計画の見直しにも引き続き取り組んで参ります。

2 長期経営計画の基本姿勢と基本項目及び実施施策

基本姿勢	基本項目	実施施策
心豊かな暮らしづくり	サービスの質の向上	・ 個別ケアの推進 ・ 利用者の重度化・医療的ケアへの対応 ・ 選ばれる施設づくり
	利用者の暮らしの保障	・ 事故防止対策の強化 ・ 権利擁護の徹底
	福祉ニーズに即したサービスの提供	・ 地域における公益的な取組の推進 ・ 信頼と協力を得るための情報発信
快適な住まいづくり	計画的な施設・居住環境の整備	・ 設備機器更新の長期計画の策定 ・ 照古苑改築計画の策定 ・ 施設整備等積立資産の計画的積立
活力に満ちた職場づくり	人材の確保と定着	・ 人材確保に向けた取組 ・ 人材の定着に向けた取組
	人材の育成	・ 職員の専門性の向上 ・ 研修計画の策定
	職場環境の改善	・ 職員の心身の健康管理の推進 ・ ハラスメント防止対策の徹底
	業務の改善	・ ICT を活用した介護機器等の積極的な

		導入
安定的な経営の基盤づくり	収支の安定化	・ 利用率維持の取組 ・ 加算の確実な取得
	経営組織のガバナンスの強化	・ 本部と施設・事業所との連携強化 ・ 事業運営会議の機能強化

3 重点活動方針

中長期経営計画（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）で掲げた各実施施策の令和 7 年度の活動方針を次のとおり定めます。

心豊かな暮らしづくり

① サービスの質の向上

利用者の高齢化や要介護度の重度化が進み、介護が必要な利用者が増加していることに伴い、認知症ケアや医療的ケア、看取りケア等の一層の充実が求められています。

また、たんぽぽ保育園が位置する花園地域は、7 地域の中でも若い世代が多く、高齢者比率が一番低い地域です。近年は、人口増加傾向にあり、市内 12 保育所のうち 3 保育所が位置し、保育力の向上が求められています。

このため、次の実施施策に取り組んでいきます。

実施施策	個別ケアの推進
基本的な考え方	ひまわりホームのユニットケアにおける個別ケア推進のツールとして、24 時間シートを導入しているが、その活用状況についてユニット間での差が生じている。 また、業務系システム（ブルーオーシャン）の 24 時間シート対応システムの十分な活用が進んでいない状況にあります。 このため、ユニットにおける 24 時間シート及びシステムの運用の足並みを揃え、各ユニットで個別ケアが推進できるよう取り組んでいきます。
活動方針	① 24 時間シートの運用推進 ② 24 時間シートを活用した多職種によるケアの連携

実施施策	利用者の重度化・医療的ケアへの対応
基本的な考え方	利用者の高齢化に伴い要介護度の重度化が進んでいます。介護経験の浅い職員の技術向上や認知症に対する基本的理解の習得が急務です。介護技術や認知症ケアの基礎的研修に取り組んでいきます。 また、特別養護老人ホームにおける看取りや医療的ケアに関するニーズが増加しています。 このため、嘱託医師との連携により看取り体制の充実に取り組むとともに、看護師配置のない夜間の医療的ケアに適切に対応できるよう、認定特定行為業務従事者の育成に引き続き取り組んでいきます。

活動方針	① 認定特定行為業務従事者の養成 ② 介護技術の向上と認知症の基礎的理解
------	---

実施施策	選ばれる施設づくり
基本的な考え方	新保育所保育指針に沿った保育の構築に向けて、職員の専門性の向上及び保幼小連携と食育活動に取り組んでいきます。
活動方針	① 保育所保育指針の理解と実践

② 利用者の暮らしの保障

社会福祉法人は、利用者の安全と安心を守り、その暮らしを保障するために、介護又は支援上の事故、身体拘束や虐待など権利侵害等様々なリスクに適切に対処しなければなりません。このため、次の実施施策に取り組んでいきます。

実施施策	事故防止対策の強化
基本的な考え方	毎月の安全対策委員会での検討により、事故発生後の情報の共有は概ねできているが、再発防止に繋がっていない面も見受けられます。安全、安心を守るため事故防止対策の強化に取り組んでいきます。
活動方針	① リスクマネジメント実践力の強化

実施施策	権利擁護の徹底
基本的な考え方	白日会では、運営の基本方針「人権の尊重」に則り、利用者の権利擁護に取り組んでいますが、不適切な言葉遣いや配慮のないケアが見受けられます。こうした不適切なケアを根絶するため、権利擁護の徹底に取り組んでいきます。
活動方針	① 不適切なケアの根絶

③ 福祉ニーズに即したサービスの徹底

社会福祉法では、「地域における公益的取組」が社会福祉法人の責務として規定されました。このため、次の実施施策に取り組んでいきます。

実施施策	地域における公益的な取組の推進
基本的な考え方	従来から取り組んでいます「地域交流の取組」や「地域における公益的な取組」に引き続き取り組んでいきます。
活動方針	① 地域における公益的な取組の支援

実施施策	信頼と協力を得るための情報発信
基本的な考え方	白日会が行う社会福祉事業、地域における公益的取り組み等さまざまな事業内容について、利用者や家族、地域住民等に積極的に周知していきます。

活動方針	① ホームページ及び広報による情報発信 ② 公開講座の開催
------	----------------------------------

快適な住まいづくり

① 計画的な施設・居住環境の整備

良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・利用環境の整備に取り組んでいきます。

実施施策	設備機器更新の長期計画の策定
基本的な考え方	建物の維持管理に必要な修繕、設備機器の更新、費用等を調査し、長期的な修繕・更新計画の策定に取り組んでいきます。
活動方針	① 令和6年度更新・導入予定機器の年間計画の作成

実施施策	照古苑改築計画の策定
基本的な考え方	照古苑改築に関する諸条件の把握分析を行い、改築計画の作成に取り組んでいきます。
活動方針	① 基本計画の策定と改築費の試算

実施施策	施設整備等積立資産の計画的積立
基本的な考え方	計画的な更新・改築等が実行できるよう、計画的に積立てていきます。
活動方針	① 令和7年度積立額の補正予算への計上

活力に満ちた職場づくり

① 人材の確保と定着

良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組めます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組めます。

実施施策	人材確保に向けた取組
基本的な考え方	学校訪問や就職フェア等の就職説明会への積極的な参加、多様な媒体による効果的な情報発信に取り組むとともに、やむを得ず離職した元職員に対し、再就職への働きかけを行う等潜在する福祉人材の確保にも取り組んでいきます。
活動方針	① 採用活動の強化 ② 中途離職者に対する再就職の働きかけ

実施施策	人材の定着に向けた取組
基本的な考え方	職員がやりがいを持って長く安心して働くことができるような職場づくり（働き方改革）に取り組んでいきます。
活動方針	① 福利厚生の充実や子育て世代の負担軽減につながる制度の検討・見直し

② 人材の育成

人材育成は、OJT、Off-JT、自己啓発という教育の3本柱を効果的に連携させながら実施していきます。

実施施策	職員の専門性の向上
基本的な考え方	業務を通して個々の育成を計画的に行うことができるよう、職場内のOJT制度の構築に取り組んでいきます。 また、職場における研修ニーズを把握し、ニーズに合致した内容のOff-JTを実施することで、効果的な人材育成に取り組んでいきます。
活動方針	① 職場内OJT制度の継続 ② 指導的立場の職員のマネジメント力の向上

実施施策	研修計画の策定
基本的な考え方	専門性、組織性、社会性、倫理性等バランスを考慮した研修計画を策定します。
活動方針	① 令和7年度研修計画の策定

③ 職場環境の改善

福祉現場は、不規則な勤務形態や対人援助業務という特性から、身体的にも精神的にも強い負荷がかかり、心身の不調を引き起こすリスクが高く、そのことが離職の原因や人材確保の妨げにもなっています。職員の健康管理を推進し、適正な労務管理を行うことが必要です。このため、次の実施施策に取り組んでいきます。

実施施策	職員の心身の健康管理の推進
基本的な考え方	職員の心身の健康管理を推進するため、メンタルヘルス対策、腰痛予防対策に取り組んでいきます。
活動方針	① メンタルヘルス対策の実践

実施施策	ハラスメント防止対策の徹底
基本的な考え方	セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等すべてのハラスメントを根絶するため、ハラスメントには強い処分で臨むなど、ハラスメント防止対策の徹底に取り組んでいきます。
活動方針	① ハラスメント防止対策の実践

④ 業務の改善

ICT（情報通信技術）を活用した介護機器の導入については、介護業務の負担軽減等の観点から積極的に導入を検討していきます。このため、次の実施施策に取り組んでいきます。

実施施策	I C Tを活用した介護機器等の積極的な導入
基本的な考え方	介護業務における身体的・精神的な負担軽減や業務の効率化等を図る観点から、I C Tを活用した介護機器等の導入の検討を進め、より有効な機器の導入に取り組んでいきます。
活動方針	① I C Tを活用した介護機器等の導入活用

安定的な経営の基盤づくり

① 収支の安定化

良質な福祉サービスを安定的かつ継続的に提供するためには、安定した収入を確保し、適正かつ効率的な支出に努め、収支の安定化を図ることが重要です。このため、次の実施施策に取り組んでいきます。

実施施策	利用率の維持向上
基本的な考え方	入所施設では、高い利用率を維持し、安定的な経営に寄与しています。利用率は、利用者の重度化や高齢化に伴う入院の増加等内部要因だけでなく、圏域の在宅サービスやサービス付き高齢者住宅等の整備による入所待機者の減少など外部要因にも影響を受けます。このため、中長期的視点での予測分析を行うなど利用率の維持に取り組んでいきます。 居宅介護支援事業においては、取扱件数と実績件数に開きが見られます。
活動方針	① 半期ごとの経営分析の実施 ② 長期的な経営分析の実施

実施施策	加算の確実な取得
基本的な考え方	報酬改定では、より質の高い取り組みや自立支援に資する取り組みを評価するための加算の創設や強化が行われます。 これらの加算を確実に取得するとともに、既存の加算も含め、その算定が適正に行われるよう取り組んでいきます。
活動方針	① 加算算定要件の検討

② 経営組織のガバナンス（管理体制）の強化

社会福祉法人制度改革により、更なる経営組織のガバナンスの強化が求められています。白日会においても全体計画に掲げる実施施策を的確かつ実効あるものとするためには、本部と各施設・事業所との連携を強化し、取り組んでいく必要があります。

また、今般の制度改革により、経営上の重要会議と位置づける事業運営会議についても、その機能強化が必要であります。

実施施策	本部と施設・事業所との連携強化
基本的な考え方	全体計画に掲げる実施施策が、各施設・事業所の実態や地域実情等を踏まえ、的確に推進されるよう、本部事務局職員と各施設・事業所幹部職員との連携強化に取り組んでいきます。
活動方針	① 実施施策の進行管理の実施

実施施策	事業運営会議の機能強化
基本的な考え方	現在、毎月1回、本部事務局長（理事兼照古苑施設長）、全施設・事業所の幹部職員の参加により開催しています。議題は、職員の給与等処遇関係、各課の現状報告、委員会報告等が中心です。 今後は、当会議のあり方を含め、もっと経営上の戦略やハラスメント等の喫緊の課題を議論する会議とするため、当会議の機能強化に取り組んでいきます。
活動方針	① 経営戦略・重要課題等報告検討事項の見直しと共通化

令和7年度たんぽぽ保育園事業運営計画

事業の名称及び利用定員	
1 保育所事業	120人
3 学童保育事業	40人
運営方針	
1 保育理念 (1) 一人ひとりの子どもの最善の利益を尊重し、一人ひとりの発達に応じた援助をいたします。 (2) 子どもと家庭、家族の結びつきを支え、尊重し、家庭と協同して一人の子どもの成長を助けます。 (3) 地域社会と連携し、子育てを支援します。 2 運営基本方針 本園は、児童福祉法に基づき、入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、次のとおり基本方針を定めます。 (1) 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行います。 (2) 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図ります。 (3) 養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成します。 (4) 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たします。	

課題解決に向けた取組

(1) 心豊かな暮らしづくり

① サービスの質の向上

課 題	選ばれる施設づくり
現 状	新保育所保育指針をふまえ、コダーイ保育（未満児は担当制、以上児は3・4・5歳児の異年齢保育）を取り入れ、年6回外部講師を招いて研修を行ない保育の質を高め、保育環境の見直しをしています。 食育活動は、計画を年間・月案に盛り込み、子どもたちが自ら野菜を育てながら食物への関心・食物への感謝を持てるように取り組みます。またアレルギーを持っている友達への理解を育みます。 保幼小との連携は、同じ小学校に行く施設として学校連絡協議会を通して就学前の子どもへの向き合い方を考え、小学生との交流も実施しています。
実行計画	・保育所保育指針・コダーイ保育への理解を深めるため、引き続き外部講師を招いて園内研修を行い、できるだけ多くの職員が討議に参加します。 ・毎月の運営委員会と共に食育検討会を行い、職員同士で研鑽を深めるとともに、各年齢や発達に合わせた食事づくりをします。

	・小学校、幼稚園との連携を継続し、積極的に会議へ参加し、小学生・幼稚園児との交流に参加します。
--	---

② 利用者の暮らしの保障

課 題	リスクマネジメントの強化
現 状	事故報告やヒヤリハット報告の定期的な検証と分析を行い、職員で共有しています。災害時を想定した緊急連絡配信テストを行います。
実行計画	・緊急時の保護者への連絡方法や避難場所について、入園説明会「入園のしおり」にて周知を図ります。(年1回) ・緊急蘇生法及び事故防止に関する研修を全職員対象に行います。(年1回) ・火災、水害、地震等を想定した訓練を実施し、危機管理マニュアルを共有します。(月1回) ・不審者対応訓練を実施し、日頃より職員間で意識を高めます。(年2回) ・衛生管理について園内研修を行い、共通理解を図ります。 ・アレルギー対応食の提供について、職員間で共通理解し、事故が起こらないように努めます。 ・ヒヤリハットや事故記録の検証と分析を行い、月1回報告会を開き事故発生の減少に繋がります。

③ 福祉ニーズに即したサービスの徹底

課 題	保育ニーズに合わせた一時預かり保育事業の方向性の検討
現 状	一時預かり保育の利用ニーズはありますが、定員以上に園児を受け入れているため受け入れる余裕がなく、状況を見ながら対応を行います。 子育て支援事業(自主事業)を年間10回開催し地域の子育て中の親子に遊びと触れ合いの場を提供します。
実行計画	・子育てに悩んでいる保護者に寄り添った支援であり続けるために、研鑽を積みみます。

課 題	特別な支援を必要とする子どもの保育の充実
現 状	特別な支援を必要とする子どもの利用ニーズが高まっており、特別支援教育・保育について研鑽を積む必要があります。
実行計画	・特別支援教育に関わる専門機関や保健師との連携を強化します。 ・園内において、保護者と療育支援員を交えての支援会議を行います。 ・必要に応じた職員配置とし、きめ細やかな支援をします。 ・情報を共有できる仕組みを定着させることで、全職員で共通した支援をします。 ・キャリアアップ研修「障がい児保育」への派遣研修や講師を招いての園内研修を行い、職員の理解を深めます。

（２）快適な住まいづくり

① 計画的な施設・居住環境の整備

課 題	子どもたちが安全で心地よく活動しやすい保育の環境の整備
現 状	日頃から、安全な環境を整えるために、安全点検を月１回設けていますが、施設が築３０年となり修繕が必要な箇所があります。利用定員の弾力運用により受け入れていることから、狭隘な状況が生じています。
実行計画	・月１回室内、園庭、駐車場の安全点検や見回りを継続し、危険箇所の早期発見に努めます。 ・倉庫、各クラスの戸棚等の環境整備活動を行います。

（３）活力に満ちた職場づくり

① 人材の確保と定着

課 題	保育士の確保
現 状	保育士不足は社会的な状況であります。産休・育休や退職に伴う保育士の確保が困難になってきています。保育士が働きやすい環境として雇用形態に幅を持たせています。
実行計画	・ハローワークや人材紹介所等を活用し、人材確保に努めます。 ・ホームページを活用して、職員募集の掲載を行います。 ・実習生の受入れを積極的に行い、人材確保に繋がります。

② 人材の育成

課 題	職員の専門性の向上
現 状	雇用形態や経験年数の異なる職員層であります。外部研修・内部研修等の機会をもち、振り返りや自己研鑽をしています。また、主任、副主任保育士を中心としたチーム保育を行う体制を整え、保育内容をより充実したものにしていく必要があります。
実行計画	・雇用形態に関わらず、外部研修への参加を積極的に行い、職員全体の専門性の向上を図ります。 ・研修で学んだことを日々の保育に活かすことができるよう、研究グループを中心に園内研究を充実させます。 ・チーム保育の体制づくりについて、職員間で協議を行い実践するとともに、主任、副主任を中心経験の浅い保育士の指導、助言を行います。 ・外部講師を招いた実践に結びつく勉強会、わらべうた研修を計画的に取り入れ、職員間で研鑽し合います。 ・保護者への対応や職員間のコミュニケーション能力を高められるよう努めます。

③ 職場環境の改善

課 題	働きやすい環境づくり
現 状	職場内のコミュニケーションを活発にし、チームワークを高めることで、人材の定着に繋がっていますが、相談しやすい体制が十分に取れるよう努めています。
実行計画	・園長、副園長、主任保育士が中心となって、日頃から職員に声をかけるようにし、相談しやすい雰囲気づくりを心がけ、必要に応じて面談の機会を持つようにします。 ・協力して業務を行うことで、休暇が取得しやすい職場の雰囲気づくりをします。 ・メンタルヘルス・ハラスメント防止研修を行うことで、意識を高めます。 ・職員のリフレッシュに繋がる企画や、コミュニケーションを円滑にするための機会をつくるように努めます。

④ 業務の改善

課 題	担当業務の負担を軽減するための体制づくり
現 状	時間内に業務を終えることができるよう、職員間で協力しているが、通常の保育以外の行事や研究等に係る業務について、担当職員の負担感があります。事務においては、ICT化により負担が軽減しつつあります。
実行計画	・職員個々がワークライフバランスについて考えることで、時間内に業務を終えることができるようにします。 ・積極的に情報交換を行い、業務の見直しや負担軽減を図ります。 ・リーダーを中心に役割を分担し、事務に係る時間を確保します。

(4) 安定的な経営の基盤づくり

① 収支の安定化

課 題	利用ニーズに基づく利用定員の弾力運用の継続
現 状	当園への利用ニーズは高いことから、定員の115%を超えない範囲で、定員の弾力化を図り受け入れを行っています。
実行計画	・引き続き可能な範囲で定員の弾力化を図った受け入れを行います。 ・各種補助金や算定可能な加算を取得し、施設整備や職員確保に活用すると同時に、動向を模索し収支の安定を図ります。 ・安定的な運営のため、3歳未満時の受入れを全体の50%程度維持することを目標とします。

令和 7 年度 特別養護老人ホーム照古苑事業運営計画

事業の名称及び利用定員	
1 介護老人福祉施設	110人
2 短期入所生活介護	20人
3 通所介護	40人
4 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA	20人
5 居宅介護支援	
運営方針	
1 介護老人福祉施設	(1) 可能な限り居宅での生活への復帰を念頭において、食事、排泄、入浴等の介護、相談及び援助、社会生活上の介助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。 (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場でサービスを提供するように努めます。 (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び入所者の家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2 短期入所生活介護	(1) 可能な限り居宅での生活への復帰を念頭において、食事、排泄、入浴等の介護、相談及び援助、社会生活上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。 (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスを提供するように努めます。 (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
3 通所介護	(1) 可能な限り日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るよう支援することを目指します。 (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスを提供するように努めます。 (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健・医療・福祉サービス、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等を提供する者との密接な連携に努めます。
4 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA	(1) 認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがち利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよ

う、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

(3) 利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

(4) 地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

5 居宅介護支援

(1) 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

(3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

(4) 市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

(5) 事故が発生した場合、速やかに利用者の家族と市町村等へ連絡します。

(6) 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、医療サービスとの連携に十分配慮して行うものとします。

(7) 自らのその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

課題解決に向けた取組

(1) 心豊かな暮らしづくり

① サービスの質の向上

課 題	看取りケアの推進と重度化への対応
現 状	近年の入所者は、様々な疾病、障害をお持ちの虚弱な方が多い傾向にあります。 終末期の意向確認において、当苑で最期を迎えたいと望むご家族は増えており、看取りケアにて最期を迎えられる方も増えています。 ご入所者及びご家族の意向を尊重し、人生の最期を迎えて頂くためのケアの充実と質の向上、多職種による支援体制をさらに整備していく必要があります。

実行計画	・常に利用者及び家族の立場に立って、安心のサービスを提供し満足度を高めます。 ・看取り検討委員会の運営、看取りケアに関わる多職種連携の場（看取り前・後のカンファレンス）を行います。 ・人生の最終段階におけるケアに関する職員研修を実施します。 ・特定行為業務及び緊急時の対応に関する研修を実施します。 ・夜間の看取り対応について、オンコール看護師と夜勤介護士のみでの体制整備、エンゼルケアの心構えや夜間対応への手順書を作成し周知徹底します。
------	---

課 題	認知症ケアへの対応
現 状	認知症高齢者は年々増加傾向にあり、入所者の多くが基礎疾患に加え認知症を患っている現状にあります。 今後、入所者への認知症ケアの充実が一層求められています。
実行計画	・認知症を理解し、ケアの質の向上を図るよう組織全体で取組みます。 ・職員研修の実施。 ・法人内認知症キャラバンメイトが講師を担いサポーターを養成します。（初任者研修で認知症サポーター養成講座実施） ・認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修への派遣、及び認知症ケア専門士資格取得をサポートします。職員の希望を確認しながら計画的に実施します。

② 利用者の暮らしの保障

課 題	リスクマネジメントの強化
現 状	介護事故は減少傾向にあるものの外傷等の事故は減少しません。 事故発生後の情報共有や、ヒヤリ・ハットの発信が欠かせません。ヒヤリ・ハットを積極的に発信できる仕組みづくり、危険予測できる観察力、考察力、発信力を養っていく必要があります。 また、ICTを活用した介護機器についても今後活用していく必要があります。
実行計画	・安全対策委員会で、事故について振り返りを行い、対応策の適否を検証します。再発防止のため職員間で情報共有します。 ・ベッドをはじめマット、センサー、車いすの選定の際は、介護事故の防止や安全面に考慮し各部署の助言を聞きながら選定に努めてまいります。 ・入所者の事故を防ぐ介護ロボット等を積極的に導入します。 ・ヒヤリハットノートを活用し危険予測・介護事故予防等を図ります。 ・安全対策に関わる研修を年2回実施します。

課 題	権利擁護の徹底
現 状	全国的に、介護施設従事者等による高齢者虐待の件数が増加しています。

	法人内に高齢者虐待防止・権利擁護窓口を開設、対応マニュアル整備済。 また、権利擁護・虐待防止に関する職員研修を実施。組織全体でアンケート（虐待の芽チェックリスト）を年1回実施し、日頃のケアの振り返り、高齢者虐待の防止に努めていますが、不適切な言動があるという意見、周囲の職員が見聞しているという報告もあります。 施設職員としての倫理観、福祉理念の理解及び浸透の徹底が必要です。
実行計画	・虐待防止・権利擁護に関する職員研修を実施します。（年1回） ・不適切ケアのアンケートを実施し、結果の検討を行います。（年1回） ・虐待防止・権利擁護相談窓口の運営、マニュアルに沿った対応に努めます。

③ 福祉ニーズに即したサービスの徹底

課 題	信頼と協力を得るための情報発信
現 状	感染対策で、数年地域交流を目的とした秋祭り（照古苑祭）が実施できていない。また、地域に向けた福祉・介護情報等を発信する機会が少ない。
実行計画	・ホームページの更新及び広報により、随時の見学受入れなど地域への情報発信を積極的に行います。 ・小中学校等との交流や介護実習体験を積極的に受け入れます。 ・熊本県社会福祉協議会と連携し小中学校への出前講座を行います。 ・社会福祉法人の公益的な取組、地域支援体制の整備の一環として、地域住民やご家族を対象とした公開講座を実施します。

（２）快適な住まいづくり

① 計画的な施設・居住環境の整備

課 題	設備機器等の計画的更新
現 状	昭和52年3月開設から、50年近く経過し、設備の経年劣化による更新もしていますが、利用者の高齢化及び要介護度の重度化に伴い、利用者にとって優しい設備機器とは言えないものもあります。また、職員にとっても作業効率が良いものばかりではありません。
実行計画	・改築時の設備機器購入のために、計画的な資産積立を行います。

課 題	照古苑改築計画の策定
現 状	改築には多額の費用が見込まれるため、県の補助金は欠かせないと考えます。そのためにはユニットケアを導入する必要があります。ユニット化に向けた計画を進めていくこととしています。
実行計画	・改築に関する諸条件の把握分析を行います。 ・設計に向けた協議を進めてまいります。

課 題	施設整備等積立資産の計画的積立
現 状	施設整備等積立資産の残高は、令和6年度末において 507,139,342 円です。施設改築には多額の費用を要するため、十分な積立資産の確保が必要です。
実行計画	・施設運営に支障を来すことなく、計画的な積立・運用を行います。

(3) 活気に満ちた職場づくり

① 人材の確保と定着

課 題	人材の確保
現 状	年に約10人弱の離職があり、社会的な人材不足の環境から、介護職、看護職等の専門職の確保が難しく、慢性的な人手不足の状況にあります。
実行計画	・職場体験、施設実習の受入れを行います。 ・高等学校等への求人活動において、熊本県認定「ブライツ企業」を活用し、働きやすい職場を周知していきます。 ・ハローワーク、福祉人材センターや民間求人機関等を積極的に活用していきます。 ・外国人技能実習生の計画的な採用と指導・支援を行います。 帰国や事業所変更の希望者を把握し減少分の人員の確保に努めます。 ・技能実習生を指導できる職員の育成を引き続き行っていきます。

課 題	人材の定着
現 状	人間関係は複雑な交錯した関係にあります。セクハラ、パワハラに限らずさまざまなハラスメントがあっているのは否定できません。 また、各部署の役職者には部下の育成・指導、リーダーシップ発揮が求められますが、コミュニケーションや指導に課題を感じている状況もみうけられます。組織の課題に応じた人事配置、人材育成システムを検討する必要があります。
実行計画	・人事計画検討会議にて組織の現状把握を行い、将来を見据えた人事体制、システム構築に努めていきます。 ・階層別研修を実施します。 ・職場環境に関する職員アンケートを年1回実施し、法人内の職場環境の現状、課題を把握し、年間計画の策定、実行につなげます。

② 人材の育成

課 題	職員の専門性の向上
現 状	福祉施設職員には接遇、認知症、高齢者の病気等に対する知識、介護技術等求められる専門性が多岐にわたり、施設全体で専門性の向上に取り組んでいく必要があります。

実行計画	・認定特定行為業務研修該当者への研修を計画的に行い、今以上に喀痰吸引等の医療ニーズに対応できる体制の整備に努めます。 ・職場外の専門研修へ計画的に参加してまいります。 ・等級ごとに、介護技術を基礎とした専門性の到達目標を設けています。上司の指導・助言の下で、安心して介護技術を習得できるサポート体制を整えます。
------	---

課 題	研修計画の策定
現 状	高校新卒者、外国人技能実習生、中途採用者等年代も経験も様々な職員が働く介護現場では、職員の知識・技術の習熟度には差異があります。チーム力を発揮するためには、個々のスキルアップは常に求められています。 法人の目指すもの、現状課題に応じた研修計画が必要です。
実行計画	・個々の技術、経験に応じた段階的な多職種の研修計画を策定し実施します。 ・法人の目標、年間計画を踏まえた研修計画を策定し、課題や取組に活かせる研修運営に努めます。 ・各委員会と連携協力し、研修を運営します。 ・感染対策を図り、職員が等しく研修受講できる環境づくりに努めます。

③ 職場環境の改善

課 題	職員の心身の健康管理の推進
現 状	対人援助に関わる職員は、各々がストレスと向き合いながら業務に当たっています。勤務形態が様々で十分な話し合いができ難い状況があり、職員間の連携が思うように取れないことも、ストレスを感じる要因となっています。 感染対策で、数年、互助会（照友会）による歓迎会等も行っていない状況が続いています。
実行計画	・セルフケア（自分自身をケアすること）の教育やリフレッシュ休暇の取得を推進します。 ・年次有給休暇の取得率50%を目指します。 ・組織全体で取組む業務や行事、照友会活動において職員相互交流の機会づくりに努めます。

課 題	ハラスメント防止対策の徹底
現 状	上司と部下、先輩と後輩、男女間、同性間等人間関係は複雑な交錯した関係にあります。セクハラ、パワハラに限らずさまざまなハラスメントがあっているのは否定できません。 職場全体でハラスメント防止に取り組む必要があります。

実行計画	・ハラスメントを防止するための窓口設置、相談対応マニュアルに沿った対応を行います。 ・初任者を対象に窓口周知の研修を実施します。 ・全職員対象のハラスメント防止に関する研修を実施します。 ・年1回ハラスメントに関するアンケートを実施し、職員の意識付け現状の把握を行います。 ・現状を踏まえ、カスタマーハラスメント対応指針、マニュアルの整備検討。
------	--

④ 業務の改善

課 題	I C Tを活用した介護機器等の積極的な導入
現 状	職員の腰痛予防の観点からだけでなく、入所者の褥瘡や拘縮等の悪化防止の観点からも、介護機器の活用は重要ですが、有効な活用・統一はなされていない状況があります。 今後も、職員の負担軽減と入所者個々のニーズに応じたサービスの両面から見直しと効率化が必要です。
実行計画	・令和6年導入した介護ソフトを活用し、記録や提出書類等の簡素化を図ります。 ・ナースコールや見守りセンサーとの連携を図ることで大幅な業務の負担軽減につなげていきます。 ・入所者の快適な環境づくり、職員の負担軽減、介護事故の減少が図れるような可能な範囲で、福祉用具の導入検討を行っていきます。

課 題	時間外勤務の縮減
現 状	「欠員や急な休み等」、「体調不良者の対応」、「プラン作成」、「記録」といった内容の時間外が多く見られます。 一方で、食事や入浴、排泄等の介護業務は、その場その場で支援を行い完結する必要があり、後回しや次の日に繰り越すことはできない業務です。欠員や急な休みによって、急遽時間外勤務が必要になるという現状もあります。 多様な業務の中で、勤務の工夫、業務の効率化による時間外勤務の縮減を進める必要があります。
実行計画	・労働時間等設定改善委員会を開催して業務内容を精査し、無理・無駄の少ない職場づくりに努めます。 ・事業運営会議で時間外勤務実績について情報共有し、原因分析を行い、時間外勤務の縮減意識を高めていきます。 ・夜勤体制の見直し（時間外、業務見直し等）

（４）安定的な経営の基盤づくり

① 収支の安定化

課 題	利用率の維持向上
現 状	安定した施設経営を行っていくには、収入の安定が必須であり、利用率の維持向上が不可欠です。 特養入所利用率は、大きな変動はなく維持してきていますが、入所待機者の多くは重度の認知症や医療的ケアが必要な方であり、現状の体制では十分な受け入れができない場合や、待機者が入院加療中や既に他施設へ入所されている等、入所までに時間を要することがあります。 短期入所（ショートステイ）事業については、利用制限により非常に厳しい状況があります。 通所介護（デイサービス）事業においては、利用する曜日に偏りがあり、新規利用者の希望する曜日に受け入れが難しい現状があります。 居宅介護支援事業においては、取扱件数と実績件数に開きが見られます。
実行計画	・入所待機者の状況把握を早い段階で行い、また、家族面談や担当ケアマネからの情報収集を行い、速やかな入所に繋がります。 ・医療的ケアの必要な方の受け入れ体制の検討を行います。 ・くまもと心療病院との連携・連絡会議を月1回行い、重度の認知症の方の円滑な受け入れに繋がります。 ・入院時は、家族の相談に応じると共に、医療機関と連携を図り、スムーズな退院、再入所の調整を図ります。 ・歯科医や歯科衛生士等と十分連携したうえで、口腔ケアを徹底し、誤嚥性肺炎、感染性心内膜炎等による入院を減少させます。 ・短期入所は、経営面において大きな影響を有しており、利用者の確保には居宅等の協力を得ながら、積極的な利用人数増加に努めます。 ・通所介護は、各曜日の利用者数を平準化できるよう、居宅介護支援事業者や家族からの予約・希望の受け方を工夫します。 ・居宅介護支援事業については、関係機関と積極的な連携を図ることで、新規利用者の確保に繋がります。

課 題	オムツ・尿取りパッド使用の適正な把握
現 状	オムツや尿取りパッドの価格が増加傾向にあります。使用量と方法を把握し適正化を図る必要があります。
実行計画	・排泄委員会により、オムツ・尿取りパッドの使用方法ならびに使用量を把握し、コスト低減を図ります。 ・ご利用者に適したオムツ・パットの「使用を徹底しコスト低減の意識を持ちながら実施します。 ・新入職員や技能実習生に対するオムツ使用方法等の指導（ケアにあわせてメーカー職員の適切な研修を実施します。 ・他職員についても、タブレット端末での動画視聴を実施していきます。

令和7年度 地域密着型介護老人福祉施設 照古苑ひまわりホーム事業運営計画

事業の名称及び利用定員	
1 介護老人福祉施設	29人
2 短期入所生活介護	10人
3 通所介護	18人
運営方針	
1 介護老人福祉施設 (1) 入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することを目指します。 (2) 入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めます。 (3) 明るく家庭的な雰囲気を作り、地域及び入居者の家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 2 短期入所生活介護 (1) 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的負担の軽減を図ることを目指します。 (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護を提供するように努めます。 (3) 明るく家庭的な雰囲気を作り、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 3 通所介護 (1) 可能な限り日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るよう支援することを目指します。 (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスを提供するように努めます。 (3) 明るく家庭的な雰囲気を作り、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健・医療・福祉サービス、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等を提供する者との密接な連携に努めます。	

課題解決に向けた取組

- (1) 心豊かな暮らしづくり
- ① サービスの質の向上

課 題	個別ケアの推進
現 状	ユニット間で職員の意識や個別ケアの質に差が生じています。個別ケアの確立には、24時間シートの充実が必要不可欠であります。シート内容（意向・できる事・支援が必要な事）の記載が漏れたり、介護記録のソフト操作に個人差があるのが現状です。 また、多職種の視点を取り入れた24時間シートの作成の視点が必要です。ユニットケアへの共通認識がまだ十分に浸透していないこともあり、今一度、入居者・利用者の立場に立ってサービスを提供する意義を職員一人ひとりが理解する必要があります。 また、認知症への理解を深めていく必要があります。
実行計画	・24時間シートについて理解を深めることができるよう、全職員がユニットケアへの共通認識を持ちます。 ・多職種協働による24時間シートをケアプランの更新に合わせて遅滞なく更新します。 ・個別ケアの充実に向けて、「本人・家族の意向」の聞き取りシート等を活用し、暮らしの継続とユニットケアの原点である個々の好み、時間に合わせた起床、排泄、食事、入浴等の実践に繋がります。 ・認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修への派遣、及び認知症ケア専門士資格取得をサポートし、認知症ケアのレベルアップを図ります。

課 題	看取りケアの推進と重度化への対応
現 状	近年の入所希望者は、従来からの認知症、高次脳機能障害、精神疾患等有している方や、90歳を超える方が増加しています。 入所時の終末期に関する意向確認において、当苑で最期を迎えたいと望む方が増えています。 ご入所者及びご家族の意向を尊重し、人生の最期を迎えて頂くためのケアの充実と質の向上、多職種による支援体制をさらに整備していく必要があります。
実行計画	・顧客対応として相応しい態度・丁寧語を徹底し、安心のサービスを提供することで、入所者・家族の満足度を高めます。 ・看取り検討委員会の設置運営、看取りケアに関わる多職種連携の場（看取り後のカンファレンス）を行います。 ・看取りケアに関わる職員研修を実施します。 ・職員の採用時に介護等マニュアルを配布し説明を行い、職員が統一したケアに取り組めます。 ・看取り体制を検討し、改善・整備に努めます。 ・特定行為業務及び緊急時の対応に関する研修を実施します。

② 利用者の暮らしの保障

課 題	リスクマネジメントの強化
現 状	安全対策委員会にて事故対策の情報を各ユニットに周知共有を図り、1カ月後評価を実施しています。施設での事故は外傷として皮下出血が多い傾向にあります。職員の危険予測、原因分析、対策の徹底が今後の課題です。 市町村報告件数は前年度と比較し減少しています。 事故発生後の情報共有や、ヒヤリ・ハットの発信が欠かせません。ヒヤリ・ハットを積極的に発信できる仕組みづくりや、危険予測できる観察力、考察力、発信力を養っていく必要があります。 また、ICTを活用した介護機器についても今後活用していく必要があります。
実行計画	・安全対策委員会で、前月の事故について振り返りを行い、対応策の適否を検証します。 ・類似の事故が起こらないよう職員間で情報共有します。 ・引き続き安全対策の全体研修を実施します。 ・入居者の事故を防ぐ介護ロボット等を積極的に導入します。 ・安全対策に関わる研修を年2回実施します。

課 題	権利擁護の徹底
現 状	全国的に、介護施設従事者等による高齢者虐待の件数が増加しています。令和2年度、高齢者虐待防止・権利擁護窓口開設し、同対応マニュアルも整備。毎年全職員対象に、施設従事者等による虐待防止をテーマに職員研修を実施、不適切ケアアンケートも年2回行い、日頃のケアの振り返りを行ってきましたが、令和5年度ショートステイにて職員（1名）による不適切ケアがあり、宇土市へ報告致しました。 令和6年度は再発防止策を検討し、全職員への注意喚起、研修、レポート提出、役職者による一般職員への指導・教育を行いました。今後も施設職員としての倫理観、福祉理念の理解及び浸透の徹底が必要と思われます。
実行計画	・福祉施設職員としての倫理観、福祉理念を理解し浸透させるため、虐待防止・権利擁護について全職員を対象とした職員研修を行います。 ・不適切ケアのアンケートを実施し、各部署において結果の検討を行います。 ・各部署において、実際のケアを振り返り、虐待になっているのではないかと考えられる事例を取り上げて検討し、権利擁護に関する意識強化を図ります。 ・虐待防止・権利擁護相談窓口の運営、マニュアルに沿った対応に努めます。

③ 福祉ニーズに即したサービスの徹底

課 題	地域における公益的な取組の推進
-----	-----------------

現 状	認知症カフェ「ひまわり」は感染対策のため開催することができず、また地域住民のための憩いの場として地域交流ホールの提供はできませんでした。今後も感染状況を確認しながら活用方法の検討を行っていく必要があります。
実行計画	・地域の老人会、婦人会、民生委員、子供会などへの利用を促していきます。 ・法人公益的取組の1つである公開講座の開催や、交流スペースを地域住民が活用して頂けるよう発信し、関係機関とも連携を図ります。 ・開かれた施設づくりの1つとして、地域住民や家族のご意見等を頂き、広報誌の作成に努めます。

(2) 快適な住まいづくり

① 計画的な施設・居住環境の整備

課 題	適切な機器の更新と住環境整備
現 状	開設から10年が経ち、設備・備品の劣化等がみられるようになってきました。今後も入居者の安全で快適な暮らしを支えるため、また入居者の居住環境の質が低下しないよう機器・備品の状態を確認していく必要があります。 今後も、入居者の安全で快適な暮らしを支えるため、環境調整は必要です。
実行計画	・入居者及び家族の意向を把握し、入居者の暮らしが豊かになるよう、施設設備の点検及び更新をします。

課 題	備品等整備積立資産の計画的積立
現 状	10年を経過し、機器設備備品等の劣化、故障がみられます。計画を立て、設備備品購入の積立資産の確保が必要です。
実行計画	・無理のない範囲で、着実な積立に取り組みます。

(3) 活気に満ちた職場づくり

① 人材の確保と定着

課 題	人材の確保
現 状	介護職、看護職等の専門職の確保が難しく、慢性的な人手不足の状況にあります。令和4年度より外国人技能実習生2名受入れ行いました。 実習生への適切な指導を行うため担当職員の研修参加等行いました。
実行計画	・職場体験、施設実習の受入れを行います。 ・高等学校等への求人活動において、熊本県認定「ブライツ企業」を活用し、働きやすい職場を周知していきます。 ・ハローワーク、福祉人材センターや民間求人機関等を積極的に活用していきます。 ・外国人技能実習生を計画的に採用していきます。

課 題	人材の定着
現 状	人間関係は複雑な交錯した関係にあります。セクハラ、パワハラに限らずさまざまなハラスメントがあっているのは否定できません。 また、各部署の役職者には部下の育成・指導、リーダーシップ発揮が求められますが、コミュニケーションや指導に課題を感じている状況もみうけられます。組織の課題に応じた人事配置、人材育成システムを検討する必要があります。
実行計画	・人事計画検討会議にて組織の現状把握を行い、将来を見据えた人事体制、システム構築に努めていきます。 ・階層別研修を実施します。 ・職場環境に関する職員アンケートを年1回実施し、法人内の職場環境の現状、課題を把握し、年間計画の策定、実行につなげます。

② 人材の育成

課 題	職員の専門性の向上
現 状	福祉施設職員には接遇、認知症、高齢者の病気等に対する知識、介護技術等求められる専門性が多岐にわたり、施設全体で専門性の向上に取り組んでいく必要があります。
実行計画	・認定特定行為業務従事者や介護福祉士、ケアマネジャー等の資格取得を施設全体でサポートします。 ・職場外の専門研修へ計画的に参加してまいります。 ・等級ごとに、介護技術を基礎とした専門性の到達目標を設けています。上司の指導・助言の下で、安心して介護技術を習得できるサポート体制を整えます。

③ 職場環境の改善

課 題	職員の心身の健康管理の推進
現 状	対人援助に関わる職員は、各々がストレスと向き合いながら業務に当たっています。勤務形態が様々で十分な話し合いができ難い状況があり、職員間の連携が思うように取れないことも、ストレスを感じる要因となっています。 コロナ禍のため、数年、互助会（照友会）による歓迎会等も行っていない状況が続いています。
実行計画	・セルフケア（自分自身をケアすること）の教育やリフレッシュ休暇の取得を推進します。 ・年次有給休暇の取得率50%を目指します。 ・照友会による歓迎会、忘年会、レクリエーションの開催を支援します。

課 題	ハラスメント防止対策の徹底
現 状	上司と部下、先輩と後輩、男女間、同性間等人間関係は複雑な交錯した関係にあります。セクハラ、パワハラに限らずさまざまなハラスメントがあっているのは否定できません。 職場全体でハラスメント防止に取り組む必要があります。
実行計画	・ハラスメントを防止するための窓口設置、相談対応マニュアルに沿った対応を行います。 ・初任者対象に窓口周知の研修を実施します。 ・全職員対象のハラスメント防止に関する研修を実施します。 ・年1回ハラスメントに関するアンケートを実施し、職員の意識付け現状の把握を行います。

④ 業務の改善

課 題	I C Tを活用した介護機器等の積極的な導入
現 状	職員の腰痛予防の観点からだけでなく、持ち上げや引きずりによる入所者の褥瘡や拘縮等の悪化防止の観点からも、介護機器の活用は重要ですが、十分に活用できていません。また、職員の負担軽減と入所者個々のニーズに応じたサービスの両面から見直しと効率化が必要です。
実行計画	・職員の負担軽減に繋がるような介護ロボットやI C T介護機器類など導入する機器の検討を行います。

課 題	時間外勤務の縮減
現 状	「欠員や急な休み等」、「体調不良者の対応」、「プラン作成」、「記録」といった内容の時間外が見られます。 勤務の工夫、業務の効率化による時間外勤務の縮減を進める必要があります。
実行計画	・業務内容を精査し、無理・無駄の少ない職場づくりに努めます。 ・原因分析を行い、時間外勤務の縮減意識を高めていきます。

(4) 安定的な経営の基盤づくり

① 収支の安定化

課 題	利用率の維持向上
-----	----------

現 状	安定した施設経営を行っていくには、収入の安定が必須であり、利用率の維持向上が不可欠です。 特養は、退居者が出られてから次の入居者が入られるまでの空床期間をできるだけ減らす努力を行っています。次期入居者で可能である方に対してショートを利用してもらいながら入居の順番を待つて頂く形をとっております。2名以上の方にショートを利用しながら入居できるのを待つて頂いています。 また、入居待機者の状況把握を行い、入居が必要な方に速やかに入居して頂くよう調整もを行っています。稼働率は前年度と大きな変動なく推移しました。 短期入所（ショートステイ）事業については、短期利用者が他の特養や老人保健施設、有料老人ホームなどへの入所による変動や新型コロナやインフルエンザなど感染予防のために利用を控える方もありますが、ひまわりホームショートステイの稼働率は前年度と大きな変動なく推移しました。 通所介護（デイサービス）事業においては、利用する曜日に偏りがあり、新規利用者の希望する曜日の受入れが難しいなど利用者数の低迷があり、昨年10月から地域密着型デイサービスに変更したところです。
実行計画	・入居待機者の状況把握を早い段階で行い、また、家族面談や担当ケアマネからの情報収集を行い、速やかな入居に繋がります。 ・医療的ケアの必要な方の受け入れ体制の検討を行います。 ・くまもと心療病院との連携・連絡会議を月1回行い、重度の認知症の方の円滑な受入れに繋がります。 ・感染症対策を徹底し、感染症を予防し、入居者の感染症による入院を減少させます。 ・歯科医や歯科衛生士等と十分連携したうえで、口腔ケアを徹底し、誤嚥性肺炎、感染性心内膜炎等による入院を減少させます。 ・短期入所は、居宅介護支援事業所との密接な連携を図り、定期的な空き情報の提供や急なキャンセルの穴埋め等により利用率の低下を防ぎます。 ・通所介護は、各曜日の利用者数を平準化できるよう、居宅介護支援事業者や家族からの予約・希望の受け方を工夫します。

課 題	オムツ使用の適正な把握
現 状	現在、ユニットリーダーが排泄委員会となり、定期的にユニット会議にて入居者の排泄介助の時間、パット選定の評価、検討を行いオムツ使用の適正化を図っています。また、オムツ外しを実施し、コスト低減を図っていきます。 今後もオムツ使用量は増加することが予測されます。適切な使用方法の検討が必要です。
実行計画	・排泄委員会を設置し、オムツの使用方法的適正化を図ります。 ・オムツの使用量を把握し、コスト低減を図ります。

令和7年度 宇土市地域包括支援センター事業運営計画

事業内容
(1) 総合相談支援事業 (2) 権利擁護事業 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (4) 地域ケア会議推進事業 (5) 認知症地域支援・ケア向上事業 (6) 認知症サポーター養成事業 (7) 認知症高齢者見守り事業 (8) 認知症初期集中支援推進事業 (9) 生活支援コーディネーター事業 (10) 在宅医療・介護連携推進事業 (11) 介護予防マネジメント事業・指定介護予防支援事業総合相談支援事業
重点取組事項
○認知症支援のニーズの高まりに伴い、相談窓口の周知及び支援者育成に取り組みます。具体的には、従来の認知症サポーター養成講座の拡充等を通じアクティブチームの活動支援等を通じ、認知症サポーターの活用を図ります。 ○少子高齢化が加速する中、人とのつながりの希薄化、価値観の多様化等を背景に、相談内容も8050問題をはじめ、複合的課題を抱えている世帯が増えており、包括支援センターのみでは対応ができなくなっています。これまで以上に積極的に多職種、他機関と連携支援を行います。

事業別の具体的な取組事項

1 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業

取組事項①	地域におけるネットワーク構築 ※対象者を気にかけて、何かあれば相談しようという意識の向上を目指す
内容	・地域におけるさまざまな関係者のネットワークの構築を図ります。 ・講演を通して、周知啓発活動を行います。 ・個別のケース会議を通して、地域の個人のネットワーク構築を図ります。
取組事項②	実態把握
内容	・上記で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯へ個別訪問、同居していない家族や近隣の住民から情報収集により高齢者や家族の状況等について把握します。
取組事項③	総合相談支援

内容	・ 様々な相談を受け、十分なアセスメントをベースに、丁寧に状況分析を行います。 ・ 相談内容に即したサービスまたは制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。 ・ 市民や地域組織団体に広く相談窓口の啓発を行います ・ 協力機関と地域に応じた支援体制を構築します。
----	---

取組事項④	保健福祉サービス等の適用調整
内容	・ 主要な保健福祉サービスの相談に対して、手続き支援を行います。 ・ 介護支援専門員連絡会等で啓発を行います。

(2) 権利擁護事業

取組事項①	成年後見制度の利用促進
内容	・ 包括支援センターの啓発時に成年後見制度の周知を行います。 ・ 成年後見制度の必要性や申立てについて、関係機関や関係者と調整を図ります。また、親族申立てが困難な場合は必要に応じて、市長申立てを高齢者支援課と検討、調整します。

取組事項②	老人福祉施設等への措置の支援
内容	・ 高齢者虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は市と協議しながら、必要に応じて措置入所の支援を行います。

取組事項③	高齢者虐待への対応
内容	・ 包括支援センターの総合相談窓口啓発時に、高齢者虐待の相談窓口の周知を行い、早期発見、通報に繋がるようにします。 ・ 高齢者虐待の事例を把握した場合は、速やかに高齢者支援課と連携し、当該高齢者を訪問して安全・事実確認等、措置を講ずるとともに、背景要因を確認後、関係機関と協議しながら対応します。また、養護者支援も並行して行います。

取組事項④	困難事例への対応
内容	・ 困難事例の相談を受けた場合は、複数の職員で訪問し状況を確認します。対応については、包括支援センター内で検証し各機関と連携をしながら支援していきます。

取組事項⑤	消費者被害の防止
内容	・ 消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターや警察、民生委員、介護支援専門員等からの情報把握に努め、必要な機関等へ情報共有を行い、住民への周知を図ります。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

取組事項①	包括的・継続的なケア体制の構築
内容	・介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるように地域連携・協力体制を整備します。 ・多職種参加の事例検討会の開催、顔の見える関係作りを行います。 ・民生委員と介護支援専門員の関係構築を支援します。

取組事項②	地域における介護支援専門員のネットワークの活用
内容	・地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員の相互の情報交換等を行う場として居宅介護支援事業所・包括連絡会の活用をします。(毎月開催・事例検討会年4回)

取組事項③	日常的個別指導・相談
内容	・地域の介護支援専門員に専門的見地から個別指導、相談への対応を行います。 ・地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から事例検討会や研修会の実施、制度や施策等に関する情報提供を行います。

取組事項④	支援困難事例等への指導・助言
内容	・地域の介護支援専門員が関わる支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。必要時は、個別ケア会議開催の支援を行います。

(4) 地域ケア会議推進事業

取組事項①	個別ケースの検討
内容	・自立支援型地域ケア会議の開催(第3水曜) 多職種が協働して高齢者の自立支援・重度化防止に向けた助言を行います。 ・地域ケア個別会議 複合的な課題を有する高齢者の事例について、多職種が協働してその問題解決方法を検討します。

取組事項②	ネットワーク構築
内容	・地域ケア会議に参加する専門職と介護支援専門員のネットワークを構築します。

取組事項③	個別ケースの課題分析等による地域課題の抽出
内容	・地域ケア全体会議(年1回) 地域ケア会議で検討した事例から、地域の課題の発見・抽出・地域づくり・新たな社会資源の開発を検討します。

取組事項④	生活支援コーディネーター等の多様な関係者と連携し、地域課題の共有及び地域資源形成の検討
内容	・地域ケア会議で抽出された地域課題について、生活支援コーディネーターと情報を共有し、課題解決に向けた会議に参加し地域資源の検討を行います。

(5) 認知症地域支援・ケア向上事業

取組事項①	認知症の人を支援する関係者の連携を図る
内容	・一般市民に向けた普及・啓発として、認知症予防講座等の開催を行います。 ・認知症介護従事者研修会を開催します。 ・介護支援専門員連絡会や各種団体へ啓発を行います。 ・認知症ケアパスの活用促進に努めます。 ・医介連携事業との協働を行います。 ・該当する研修会への参加、協力を行います。

取組事項②	認知症の人や家族への相談支援、支援体制の構築
内容	・認知症について相談があった場合、認知症地域支援推進員及びセンター職員が訪問や相談に対応します。 ・センター内で対応が困難な場合においては、適切な時期に認知症初期集中支援チームにつなげ連携を図ります。 ・認知症に対する理解促進を図る認知症フォーラム等を主体的に企画し、他法人と連携、協力して開催します。

(6) 認知症サポーター養成事業

取組事項①	認知症サポーター養成講座の実施
内容	・市との連携を行い、必要な対策（感染予防対策、講義内容調整、キャラバンメイト調整）を行いながら講座を実施します。

取組事項②	認知症の理解者や認知症サポーター養成講座の受講者を増やすための啓発・広報の実施
内容	・市と連携しながら地域や学校への啓発・普及活動を行います。 ・キャラバンメイトスキルアップ研修（Web研修又は資料配布）を開催します。

取組事項③	認知症サポーター養成講座受講者のステップアップと活動の活性化を図る
内容	・認知症サポーターへのステップアップ講座の実施を行います。また、アクティブチーム、チームオレンジの立ち上げに係る業務に協力します。

(7) 認知症高齢者見守り事業

取組事項①	SOSネットワークの強化と事業周知を図り、協力者及び協力事業所の増加を図る
-------	---------------------------------------

内容	・ＳＯＳネットワークの事業周知を市内の事業所や認知症サポーター養成講座、認知症の講話等で行います。
----	---

取組事項②	ＳＯＳネットワークへの事前登録を推進し、登録者への定期的な状況把握、登録情報の更新を行う
内容	・必要な方は早期登録につなげられるよう各事業担当者との連携を行っていきます。 ・介護支援専門員連絡会・民生児童委員の協議会において事業の周知をします。登録者への現況調査を行います。（年１回）

（８）認知症初期集中支援推進事業

取組事項①	認知症の人やその家族に支援チームが関わり、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する
内容	・訪問支援対象者の把握を行います。 ・情報収集及び観察・評価を行います。 ・初回訪問時の支援を行います。 ・専門医を含めたチーム員会議の開催を行います。（第２火曜日） ・初期集中支援の実施を行います ・引継ぎ後のモニタリング（終了後３か月目） ・支援実施中の情報共有を行います。 ・支援チームに関する普及啓発を行います

（９）生活支援コーディネーター事業

取組事項①	第２層協議体の運営及び設置に向けた普及啓発
内容	・地域で集まる場を活用し、下記②の取り組みで集約した地域課題を検討し協議体を設置する。

取組事項②	生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート業務
内容	・個別ケースを通して地域における助け合い、支えあいを広げて仕組みづくりに努めます。 ・地域の資源把握、開発を行います。 ・お役立ち情報の管理、普及啓発を行います。 ・介護予防推進のための地域への情報提供、啓発を行います。 ・協議体や地域ケア会議等への積極的な参加による地域課題の整理及び課題解決に向けた取り組みを行います。 ・支援ニーズとサービスのマッチングを行います。

取組事項③	サービス・生活支援の担い手の把握
内容	・社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携を図り、社会福祉協議会の事業や地域の担い手を把握します。

(10) 在宅医療・介護連携推進事業

取組事項①	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の検討
内容	・在宅医療・介護連携推進事業検討会事務局として、必要に応じて課題抽出や対応策について検討を行います。

取組事項②	在宅医療・介護連携に関する相談支援
内容	・包括支援センター内に「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し相談の受付、連携調整、情報共有、必要に応じて利用者や家族の要望を踏まえた医療機関や介護事業所相互の紹介を行います。

取組事項③	地域住民及び介護保険事業所への普及啓発
内容	・地域住民や介護保険事業所に対し、講演会や研修等で各種制度や現状の周知、終活支援冊子等を活用した在宅療養の理解促進を行います。 ・出前講座でACPに関する地域住民の理解促進や相談窓口の周知・普及啓発に努めます（年4回）。

取組事項④	研修・会議への参加
内容	・研修や会議等へ参加し、情報収集を行います。 ・在宅医療・介護に係る情報を整理し、意見交換や報告の場で活用し情報発信します。

取組事項⑤	医療・介護関係者間の情報共有の支援
内容	・医療機関連携担当者一覧・入退院連携ガイドブックを関係機関へ周知、活用を行います。

(11) 介護予防ケアマネジメント事業

取組事項①	指定介護予防支援・第1号介護予防事業
内容	・利用者の意欲と生活背景に配慮したうえで自立支援に向けた積極的な働きかけをします。 ・一人ひとりの生きがいや自己実現のため取り組みを支援して、生活の質の向上を目指します。